

小牧市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和6年3月29日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 河 内 伸 一

財政援助団体等監査の結果に関する措置状況

特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク

〔監査委員意見〕

- ・ 事務処理においては、出納事務、経理事務ともに適正に処理されており、今後も継続されたい。

なお、所管課との協議事項については、基本協定書に「特別の定めがある場合を除き、書面により行われなければならない」とあるが、一部の流用等において口頭での報告により実施されていたことから、今後は書面により行われるよう努められたい。

〔対応〕

- ・ 今後協議事項については、基本協定書に従って適切に事務を進めます。

支え合い協働推進課（健康生きがい支え合い推進部）

〔監査委員意見〕

- ・ 指定管理者が特定非営利活動法人であることから、指定管理料の算定にあたっては、直接経費の30%を固定値として間接費（事務局費）を計上する取扱いとされている。間接費は、法人を継続的に運営するために必要となる経費であるが、指定管理者導入基準のひとつに「管理運営コストの削減が図れる」こととしていることもあり、指定管理者の財務状況を把握し継続的にサービスを提供できる状況にあるかを確認するとともに、実績値との対比により間接費の見積額が合理的であったかを精査するなど、30%という固定値にとらわれない適正な指定管理料のあり方について検討されたい。

また、予算決算対比表においては、予算額が税抜金額、決算額が税込金額で表記されていることから、同列対比ができるよう税込金額に統一することを今後検討されたい。

- ・ 管理経費の支払いにおいて、年度協定書の定めより遅延している月があった。管理経費は指定管理者の請求を受けてから支払うため、事務に支障がないよう指定管理者と連携を図り、適正な事務処理に努められたい。

〔対応〕

- ・ 指定管理者の財務状況等については、指定管理者選定時、モニタリン

グ時などに財務諸表等の提出を求め、把握に努めてまいります。また間接費については、市民活動団体への委託において団体継続に必要な事務費として 30%（専有事務所がない団体は 20%）を目安としておりますが、当該指定管理事業においては、指定管理の趣旨と指定管理者の財務状況を踏まえて間接費の積算について検討を行います。

- 予算決算対比表については、適正に対比できるよう、予算、決算ともに税込金額で統一するよう改善します。
- 管理経費の支払いについては、指定管理者の請求行為を管理しながら適正に事務を進めます。